

■ケアマネジメントの利用者負担に改めて反対 介護支援専門員協会

- ・日本介護支援専門員協会は 12 日、財務省が主張する居宅介護支援（ケアマネジメント）の利用者負担の導入について「介護状態の重度化や介護給付費が増加するリスクを伴う施策」だとし、反対する見解を改めて公表した。介護事業者などとの連絡調整を主たる業務とするケアマネジメントを訪問介護などの介護サービスと同列の支援と見なすことに「無理がある」との考えも示している。
- ・同協会では、居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントに他の介護サービスと同じように自己負担の仕組みを導入すれば、過不足ない公正中立な支援を展開している介護支援専門員によるサービス調整に支障を来すことになる可能性があるとは指摘。また、ケアマネジメントを経ずに介護サービスを利用しないことにより、社会的入院や高齢者向け集合住宅を含む施設入所や、利用者の「囲い込み」がさらに助長される懸念も生じるとしている。
- ・居宅介護支援が 10 割給付となっていることについては、利用者の解決すべき課題や心身の状況、置かれている環境などに応じて保健・医療・福祉などのサービスが多様な主体により総合的・効率的に提供されるようにするためだと説明。「この重要性は、たとえ年月が経とうとも普遍の意義を持つものであり、制度創設から 20 年が経過したからといって、今日の利用者に対して、その重要性が薄らぐことはない」と改めて訴えている。
- ・これらは、4 月 23 日の財政制度等審議会・財政制度分科会で財務省が行った提言への見解。同分科会で財務省は、2000 年に介護保険制度が創設されて以来、ケアマネジメントの利用機会を確保する観点などから居宅介護支援の利用者に自己負担を求めてこなかったが、ケアマネジメントに関するサービス利用が定着していると指摘。その上で、利用者が本来負担すべき居宅介護支援の費用を現役世代の保険料で肩代わりし続けることは世代間の公平の観点からも不合理だとし、居宅介護支援に利用者負担を導入すべきだと主張した。
- ・政府が 23 年 12 月に閣議決定した社会保障の改革工程では、居宅介護支援に関する給付について利用者やケアマネジメントに与える影響のほか、他のサービスとの均衡なども踏まえ包括的に検討した上で、第 10 期介護保険事業計画期間の開始までに結論を出すと言われた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○財政制度等審議会・財政制度分科会の資料に対する見解

一般社団法人日本介護支援専門員協会（令和7年5月12日）

https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2025/05/250512_kenkaisyo.pdf